

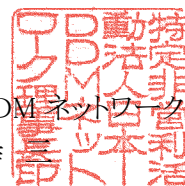
2026年6月29日

厚生労働大臣

上野賢一郎様

認定特定非営利活動法人日本IDDMネットワーク

理事長 岩永幸



介護施設などでの介護職員によるインスリン療法の実施についての要望

日ごろから糖尿病患者・家族のためにご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

私たち日本IDDMネットワークは、1型糖尿病及びインスリン治療を必要とする1型以外の糖尿病の患者とその家族を支援する全国組織です。

インスリンは生命維持に不可欠なホルモンであり、特に1型糖尿病患者にとって、インスリン補充は生きるための唯一の治療です。近年、患者の高齢化に伴い、インスリン療法を行う患者が介護施設へ入居するケースや、在宅で家族以外の介護職員による支援を必要とするケースが増えています。しかし、患者本人が高齢化、認知症、身体機能の低下等によりインスリン注射等を自ら行えなくなった場合、現状では介護職員による対応が困難であり、介護施設への入所を断られたり、入所後に退去を求められたり、在宅で必要な介護サービスを受けにくくなる事例が生じています。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

記

【要望内容】

特に、インスリン注射、穿刺を伴う血糖測定、低血糖時の対応などについて、従来の「介護職員は実施できない」という整理にとどまることなく、ICTや医療機器の進歩、医師等による指示・確認体制、研修を前提とした段階的な実施可能性等を踏まえ、一定の安全確保策の下で介護職員が支援できる範囲を明確にさせていただきようお願いいたします。

また、検討にあたっては、糖尿病患者・家族のみならず、膵疾患等により膵臓を全摘出した方々など、インスリン補充を必要とする当事者、介護事業者、医療関係者、関係学会、患者団体等の意見を十分に聴取し、安全性と実効性の両立を図った制度設計としていただくようお願いいたします。

【要望理由】

1型糖尿病患者は、毎回の食事や血糖値の状況に応じて、その都度、注射又はインスリンポンプによりインスリンを補充しています。また、2型糖尿病患者や、膵疾患等により膵臓を全摘出した方々などにとっても、インスリン療法は生命維持に関わる重要な治療です。

近年、医療技術の進歩により糖尿病患者の寿命も延び、高齢になってもインスリン療法を継続しながら生活する患者が増えています。一方で、高齢化や認知症、身体機能の低下等により、患者本人がインスリン注射、血糖測定、低血糖時の対応などを自ら行うことが困難になる場合があります。

インスリン注射、穿刺を伴う血糖測定、低血糖時の補食などは医行為とされ、現状では医師・看護師等の医療従事者又は患者本人・家族以外が実施することは困難と理解しております。

そのため、家族と同居していない患者や、家族による日常的な支援を受けられない患者にとって、インスリン療法を継続しながら介護サービスを利用することが大きな課題となっています。

介護施設や訪問介護の現場では、看護師が 24 時間常駐していない場合も多く、深夜や朝食前の早朝など、実際にインスリン補充が必要となる時間帯に対応できないことがあります。その結果、インスリン自己注射が困難な患者が介護施設への入居を断られたり、入居中に退去を求められたり、在宅で必要な訪問介護を受けにくくなったりする事態が生じています。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会が 2021 年 6 月から 8 月にかけて行った全国の有料老人ホーム設置者へのアンケートによりますと、インスリン自己注射が困難な入居者に対して退去を求め、又は入居希望者に対して入居を断ると回答した施設は全体の 22%に上っています。一方で、事前の教育やトレーニングなどの条件を整えば、介護職員へのインスリン注射等の業務拡大に「賛成」とする施設は 60%に上っています。

現在、介護職員による医療的行為としては、たんの吸引等や経管栄養について、一定の研修や事業者登録等を前提に実施が認められています。インスリン療法についても、実施可能な行為の範囲、対象者の条件、医師等による指示・確認体制、緊急時対応、研修内容、記録・報告体制等を明確にすることで、安全性を確保しつつ、介護現場で必要な支援を実現することは可能であると考えます。

近年は、持続血糖モニタリング機器等の普及により、血糖値を本人、家族、医療者がリアルタイムで確認できる環境も整いつつあります。こうした ICT や医療機器の進歩は、医師等の指示・確認の下で、介護職員が一定の範囲でインスリン療法を支援する際の安全性確保にも資するものです。

2024 年 6 月 21 日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為のうち、医行為に該当すると考えられるものであっても、一定の要件の下で介護職員が実施可能と考えられる行為の明確化について、その可否を含めて検討し、結論を得ることとされています。また、介護職員が実施可能とする行為があるとの結論を得た場合には、必要な法令、研修体系等について検討し、速やかに必要な措置を講ずることとされています。

インスリン療法を必要とする患者にとって、介護施設や在宅介護の場で必要な支援を受けられるかどうかは、老後の生活の安心に直結します。また、介護施設や訪問介護の現場にとっても、対応の可否が不明確なまま受入れを断らざるを得ない状況を改善することは、医療と介護の連携を進めるうえで重要です。

以上の事情をお汲み取りいただき、介護施設などの入居施設や訪問介護先において、一定の安全確保策の下、介護職員によるインスリン療法の支援が実施できるよう、必要な対応を速やかに進めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

■ 認定特定非営利活動法人日本IDDMネットワーク

1995年9月に全国各地の1型糖尿病患者・家族会の連携組織として発足し、現在、認定特定非営利活動法人として政策要望(20歳以上の患者への支援策など)、情報提供(発症初期に必要な情報を詰めた「希望のバッグ」の配布など)、調査研究(大規模災害時の患者・家族の行動指針策定など)、「1型糖尿病研究基金」による研究助成などに取り組んでいます。

以上